

地縁による団体の認可申請の手引



令和2年5月

国分寺市市民生活部

協働コミュニティ課

平成18年4月作成

平成27年4月改訂

平成30年4月改訂

令和2年5月改訂

目 次

はじめに	1
申請の手順	1
準備事項から法人化までのフロー図	4

～ 参 考 資 料 ～

別紙 1 認 可 申 請 書	5
別紙 2 見 本 ○○自治会臨時総会議事録	6
別紙 3 保 有 資 産 目 録	7
別紙 4 保 有 予 定 資 産 目 録	8
別紙 5 地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	9
別紙 6 承 諾 書	10
別紙 7 代表者の職務執行停止の有無ならびに職務代行者選任の有無	10
別紙 8 見 本 ○○自治会定期総会議事録抜粋	12
別紙 9 告 示 事 項 変 更 届 出 書	13
別紙 10 規 約 変 更 認 可 申 請 書	14
別紙 11 告示事項証明書交付請求書 様式第 2 号 (第 4 条関係)	15
別紙 12 モデル規約 ○○自治会 (町内会) 規約 (会則)	16

地縁による団体の認可申請の手引き

はじめに

これまで、自治会町内会は、自治会町内会名義で不動産等を保有する事が出来ない等、財産上の問題・制約がありました。こうした財産上の問題や制約をなくすため、自治会町内会の法人化を認める法改正がありました。

その概要は次のとおりです。

法人化の要件

- (1) 法人格を受けることが出来る自治会町内会は、現に町内会館や会館用地等の不動産等の財産を保有している場合又は保有しようとする場合
- (2) 法人として認可が受けられる要件は次のとおりです。
 - ① 住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など良好な地域社会の維持及び形成を行うための地域的な共同活動を行うことを目的として、実際にその活動を行っていることと認められること。
 - ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - ③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - ④ 規約を定めていること。この規約には、○目的、○名称、○区域、事務所の所在地、○構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、○会議に関する事項、○資産に関する事項、以上が定められていることが必要です。
- (3) 会の法人化については、地縁による団体（自治会等）の任意です。

申請の手順

地縁による団体の認可を受けようとする団体（自治会等）は、次の要領により事務手続を行ってください。概略は、認可申請書類の提出——市役所で受理、認可——市役所で告示（法人登記に代わるもの）——告示事項の証明書の発行、となります。

- 1 認可申請書（別紙1）に団体の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記入し、代表者の印を押印のうえ必要書類を添付し、国分寺市市民生活部協働コミュニティ課へ提出してください。
- 2 認可申請書（別紙1）には、次の6種類の添付書類が必要となります。説明は次のとおりです。なお、参考資料として、自治会等の区域図（区域図に構成員の地番の入ったもの）を提出してください。
 - (1) 規約
 - (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

- (3) 構成員（会員）の名簿
- (4) 保有財産目録又は保有予定資産目録
- (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（前年度及び本年度の活動報告書又は事業報告書）
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類

3 認可を受けようとする団体の規約には、次の8つの事項が記載されていなければなりません。したがって、現在の自治会等の規約に不備がある場合は、総会等でモデル規約（別紙11）を参考にして規約を改正してから認可申請する必要があります。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 区域
- (4) 事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項

4 認可を申請することについて総会で議決できた事を証する書類は、認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名押印したものが必要です。（別紙2参照）

5 構成員の名簿は、自治会の会員名簿等を添付してください。

6 申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録（別紙3）を、申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有しておらず将来これらを保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録（別紙4）を提出してください。

保有資産目録は、一般的には代表者名義等により登記等が行われているので、不動産登記法等の記載事項に従って記載します。

保有予定資産目録は、認可申請後不動産等を将来確実に保有すると見込める団体に認可を行うもので、地縁による団体に対して不動産等の保有予定を確かめるに足りるものであれば良いものとしています。

7 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類の作成要領は次のとおりです。

- (1) 住民相互の連絡に関すること。

- (2) 環境の維持・整備に関すること。
- (3) 集会施設の維持管理に関すること。
- (4) 自治会の行事や地域で行われる趣味、教養の向上に関すること。
- (5) 会員及びその家族の福利厚生等に関すること。
- (6) その他地域的な共同活動に関すること。

以上の事項について前年度の自治会の活動内容をもとに、項目別に具体的に活動内容を記載し、書類の末尾は「以上について相違ないことを証明します。○年○月○日 ○○自治会長 ○○○○印」とします。なお、添付書類として、自治会の総会の議案書及び決算書等を提出してください。(別紙5参照)

- 8 申請者が代表者であることを証する書類は、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで本人の署名、押印のあるもの及び申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるものがが必要です。(別紙6参照、別紙7参照、別紙8参照)
- 9 規約に記載される自治会等の区域は、字、地番や河川、道路等により区域を画する表示により記載してください。
- 10 地縁による団体の認可後に市が告示した事項に変更が生じた場合(例えば、自治会長の交替等)は、告示事項変更届出書(別紙9)により市役所へ変更の届出が必要となります。
- 11 地縁による団体の認可後に自治会の規約を変更した場合は、市役所の認可が必要となりますので、規約変更認可申請書(別紙10)により申請してください。
- 12 告示事項証明書を無料で交付いたしますので、告示事項証明書交付請求書(別紙11)により申請してください。
- 13 地縁による団体の認可を受けますと、法人税法上は公益法人とみなされます。

地縁による団体の認可申請について御質問等がありましたら、お尋ねください。

連絡先

国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課

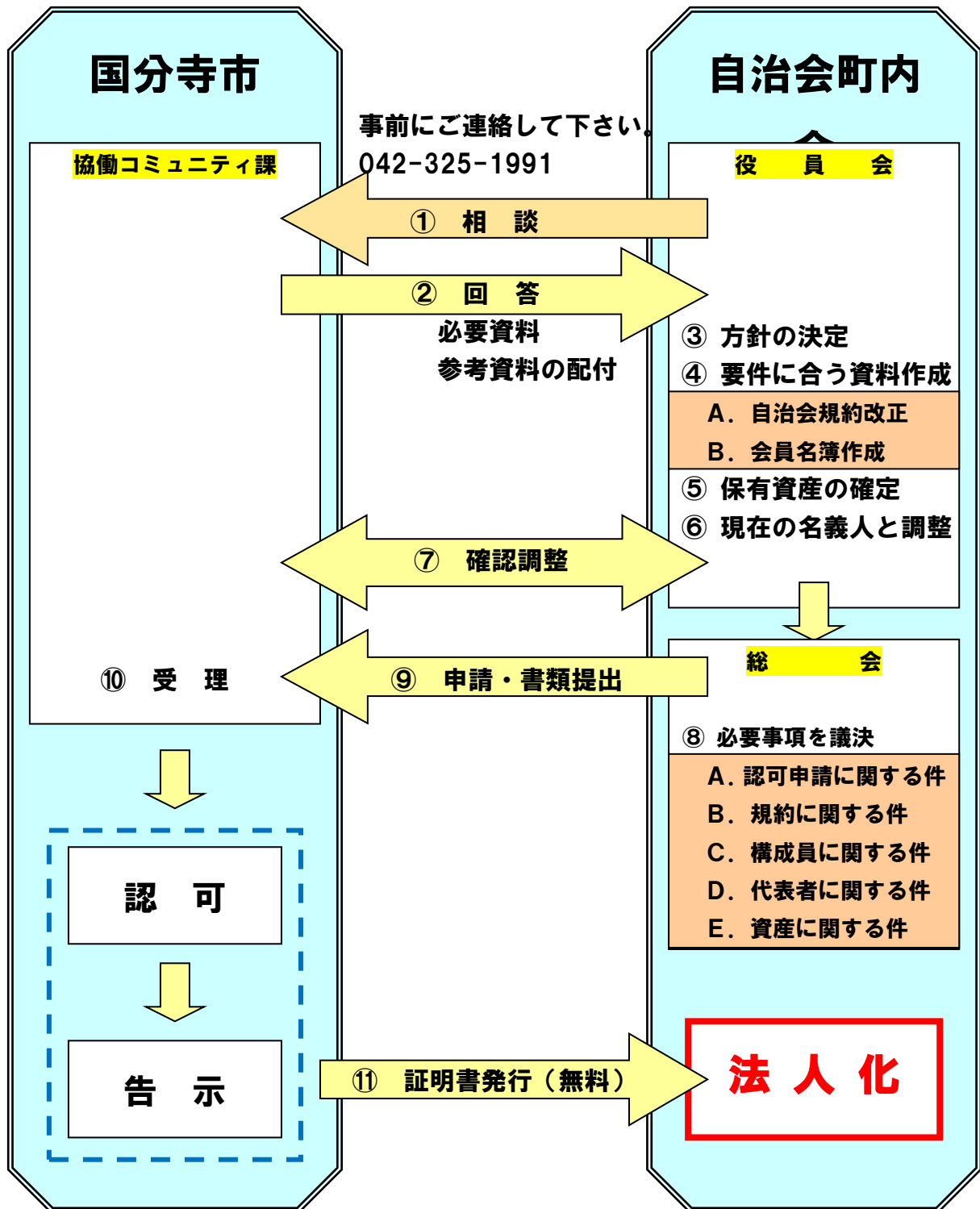
〒185-0012 国分寺市本町4-1-9クリスタルビル4階

電話 042-325-1991

FAX 042-325-1992

E-mail:community@city.kokubunji.tokyo.jp

準備事項から法人化までのフロー図



年 月 日

国分寺市長 殿

認可を受けようとする地縁による団体の
名 称
事務所の所在地

代表者の
氏 名 印
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇自治会臨時総会議事録（見本）

- (1) 日 時 〇〇年〇月〇日 午前（後）〇時から〇時まで
(2) 場 所 国分寺市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇自治会館
(3) 出席者 〇〇人

（〇〇自治会規約〇〇条に基づき、会議が有効に成立する。）

- (4) 議 題 地方自治法第 260 条の 2 の規定による地縁による団体の認可申請について

- (5) 会議の概要及び表決の結果

午前（後）〇時定刻に、〇〇自治会長が臨時総会の開会を宣言し、直ちに〇〇氏を議長に選出し、議事に入る。

平成3年4月2日付けで地方自治法及び関連法令の一部が改正されたことに伴い、自治会所有の不動産又は不動産に関する権利等を自治会名で登記し、保有することが可能になり、このためには国分寺市長の認可を受ける必要があるので、この認可申請に関しての賛否を取りたい旨の〇〇自治会長の説明があり、一同協議し、議長の採決の結果全会一致で認可を申請することに賛成し、議決した。

以上で、議長は議事の全部が終了したことを告げ閉会を宣言した。

〇〇自治会臨時総会議長 ○ ○ ○ ○ 印

上記は、議事録の原本と相違ないことを証明する。

〇年〇月〇日

議事録署名人 ○ ○ ○ ○ 印
同 ○ ○ ○ ○ 印

保有資産目録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名称	延べ床面積	所在地

イ 土地

地目	延べ床面積	所在地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

保有予定資産目録

団体の名称

年 月 日 現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な
共同活動を現に行っていることを記載した書類

の活動内容は、以下のとおりです。

- (1) 住民相互の連絡に関する事。
- (2) 環境の維持・整備に関する事。
- (3) 集会施設の維持・管理に関する事。
- (4) 自治会の行事や地域で行われる趣味、教養の向上に関する事。
- (5) 会員及びその家族の福利厚生等に関する事。
- (6) その他地域的な共同活動に関する事。

なお、詳しくは、別添議案書に記載されておりますので御覧ください。

以上について、相違ないことを証明します。

年 月 日

団体名
代表者

印

承 諾 書

私は、 会長（代表者）に就任することを承諾します。

任期 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

国分寺市 丁目 番 号

団 体 名

代 表 者 印

代表者の職務執行停止の有無ならびに職務代行者選任の有無

団体の名称

代表者名

印

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有

(有の場合)

氏 名

住 所

(2) 無

該当がない場合は「無」に○をつけてください。

〇〇自治会定期総会議事録抜粋（見本）

- (1) 日 時 〇〇年〇月〇日 午前（後）〇時から〇時まで
(2) 場 所 国分寺市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇自治会館
(3) 出席者 〇〇人 委任状〇〇人

（〇〇自治会規則〇〇条に基づき、会議が有効に成立する。）

- (4) 議 題 〇〇年度自治会長の選任について

- (5) 会議の概要及び表決の結果

午前（後）〇時定刻に、定足数を満たしているので〇〇自治会長が定期総会の開会を宣言し、直ちに〇〇氏を議長に選任し、議事に入る。

〇〇年度の事業報告、決算報告の後、新年度の役員改選の議題に入り、選挙の結果、〇〇年度自治会長に〇〇氏を選出した。

議長は、選挙の結果を出席者に報告し、拍手をもって新自治会長が誕生した。

以上が自治会長選出に係る部分の議事録である。

〇〇自治会〇〇年度定期総会議長

〇 〇 〇 〇 印

上記は、議事録の原本（抜粋）と相違ないことを証明する。

〇年〇月〇日

議事録署名人 〇 〇 〇 〇 印

同 〇 〇 〇 〇 印

年 月 日

国分寺市長 殿

地縁による団体の
名 称
事務所の所在地
代表者の
氏 名
住 所

印

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2項11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

国分寺市長 殿

地縁による団体の
名 称
事務所の所在地
代表者の
氏 名
住 所

印

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、
別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

国分寺市長 殿

請求者 氏名

住所

告 示 事 項 証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により、地縁による団体の認可を受けた下記の団体の告示事項証明書を請求します。

記

- 1 請求に係る団体 (1) 名 称
(2) 事務所の所在地

- 2 必要通数

モデル規約

〇〇自治会（町内会）規約（会則）

第一章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 一 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 二 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 三 集会施設の維持管理
- 四 〇〇〇〇〇〇
- 五 〇〇〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は〇〇自治会（町内会）と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、国分寺市☆☆町〇〇丁□番地◇号から☆☆町〇〇丁□番地◇号までの区域とする。

（事務所の所在地）

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。

第二章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会）

第8条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

- 一 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- 二 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときはその資格を喪失する。

第三章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 〇名
- 三 その他役員 〇名
- 四 監事 〇名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は次に掲げる業務を行う。
 - 一 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - 二 会長、副会長及びその他の役員の仕事執行の状況を監査すること。
 - 三 会計及び資産状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 四 前後の報告をするため必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第四章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種類とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき。

二 全会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

三 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第二項第二号及び第三号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は会員の二分の一以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

一 ○○○○○○

二 ××××××

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 総会の日時及び場所
 - 二 会員の現在数及び出席者数
 - 三 開催の目的、審議事項及び議決事項
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第五章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員のお分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次ぎに掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 会費

- 三 活動に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始までに総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監査の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 本年度の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

第七章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の四分の三以上の議決を得なければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の四分の三以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

第八章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び投棄等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し、必要な事項は、総会の議決をえて実施することができる。

(附則)

- 1 この規則は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○年○月○日までとする。

(附則)

この会則は、○年○月○日より施行する。